

---

# 審査要領

第 1.0 版

---

## 目次

1. 基本方針.....	3
2. 選考方法.....	3
3. 技術点・価格点の配分.....	3
4. 技術点の採点方法.....	3
(1) 提案書評価点.....	3
(2) 機能要件一覧・帳票要件一覧の評価点.....	4
(3) プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の評価点.....	4
(4) 技術点.....	4
5. 価格点の採点方法.....	4
(1) 価格点.....	5
6. 総合評価点の算出.....	5

## 1. 基本方針

最も優れた業務機能を、安定して供給できる事業者を選定する。また、既存システムに影響されず、公平かつ客観的に選定する。

## 2. 選考方法

- ア. 技術評価と価格評価をもとに評価を行うプロポーザル方式で選考する。
- イ. 市は審査委員会を設置し、評価方法を決定する。
- ウ. 参加申出時に参加表明書等の書類を提出し、本市に参加資格を認められた事業者であること。
- エ. 提案書、機能要件一覧及び帳票要件一覧の評価点の合計により、上位3者を一次通過者として決定する。(一次審査)
- オ. 一次審査通過者について、プレゼンテーション(デモンストレーション含む)及び価格評価を行う。(二次審査)
- カ. 一次審査通過者が1者の場合で、一次評価の得点が満点の6割を満たす場合は、二次審査を行わず一次交渉権獲得提案者に決定することができる。
- キ. 一次交渉権獲得提案者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、技術点、価格点の総合評価とし、合計点が最も高い者に決定する。
- ク. 最高得点者が2者以上あった場合は、提案書評価点、プレゼンテーション評価点、デモンストレーション評価点、機能評価点、価格点を順番に比較し、得点に差がついた時点で高得点者を一次交渉権獲得提案者に決定する。
- ケ. 次点の候補者も決定する。
- コ. 以下の条件を満たすことを前提とする。
  - 提案価格が「上限価格」の範囲内であること。
  - 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

## 3. 技術点・価格点の配分

点数については、1次審査で600点、2次審査で400点の合計1,000点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

表 3-1 技術点・価格点の配分

項目	評価項目	配点	審査
技術点	提案書	500点	1次審査
	機能要件一覧、帳票要件一覧	100点	
	プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)	300点	2次審査
価格点	経費	100点	
合計		1,000点	(1次審査、2次審査との合計値で決定する)

## 4. 技術点の採点方法

### (1) 提案書評価点

提案書の評価は、評価対象事項ごとに配点を設定し、「別紙1\_提案書評価基準表」を基に審査委員会の委員がそれぞれ評価を行い、その平均値を得点とする。

提案書の評価対象事項ごとの配点を以下に示す。

表 4-1 提案書評価項目

No.	評価対象事項	配点
1	本業務に対する理解度	85点
2	作業の実施内容への理解度	90点
3	任意で提案を求める事項に対する充足度	40点
4	プロジェクトの計画能力	190点
5	プロジェクトの管理能力	30点
6	設計・開発等に関する技術能力	15点
7	設計・開発等の実績	30点
8	組織的対応力	20点
合計		500点

## (2) 機能要件一覧・帳票要件一覧の評価点

機能の評価は、仕様書の「別紙1 機能要件一覧」「別紙2 帳票要件一覧」の各要件の回答を、要件項目毎に4段階評価で事務局が採点評価を行う。

全体の配点は100点とし、回答の内容に応じて点数を減じて採点を行う。

記載内容に不足があった場合は失格とし、採点しないものとする。また、最低点数は0点とする。

表 4-2 回答に対応した減点

回答	対応状況	内容	減点
◎	パッケージ標準機能	提案パッケージの標準機能により対応可能	0
○	代替機能	提案パッケージの標準機能を活用した代替機能により対応可能	2
△	カスタマイズ	提案パッケージへのカスタマイズにより対応可能	4
×	対応不可	対応できない	6

## (3) プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の評価点

デモンストレーションを含むプレゼンテーションの評価はプレゼンテーション及びヒアリングに対して「別紙2\_プレゼンテーション評価基準表」を基に審査委員会のメンバーがそれぞれ評価を行い、その平均値を得点とする。配点は300点とする。

プレゼンテーションは、提案書に記載された内容について、ポイントを時間内に説明するものとする。

## (4) 技術点

技術点は提案書、機能要件一覧、帳票要件一覧、プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の評価点を合算して算出する。

## 5. 価格点の採点方法

価格評価点については50,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を経費の合計額の上限額とし価格点とする。計算式は以下のとおり。

(評価点は、小数点以下を四捨五入して算出する。)

---

## (1) 価格点

経費の見積金額(提案価格)は、文書管理に関するコンサルティング、操作研修費、試行期間を含むシステム構築期間におけるハードウェア導入費、ソフトウェア導入費、納品物の作成費及び本稼働開始時の立会い費、運用経費及び5年間の利用期間を合計した総額とする。

価格点 =  $100\text{点} \times (1 - \text{見積金額} / \text{上限価格})$

※ただし、価格点の上限は、満点の価格点の4割とする。

## 6. 総合評価点の算出

技術点及び価格点を合算し、総合評価点を算出する。

<b>「総合評価点」=「技術点」 + 「価格点」</b>
------------------------------

以上